

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

短期給付事業における附加給付の見直しについて (通知)

このことについて、見直しの背景及び検討状況を平成24年11月21日付け公共鹿第678号で通知したところですが、平成25年1月30日に開催された本部運営審議会において審議の結果、下記のとおり見直すことになりました。

については、各組合員に対して平成25年2月中旬に本部発行のリーフレットで見直し内容をお知らせしていますが、組合員への影響が大きいことから、重ねて貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

1 廃止となる附加給付

区分	現行	見直し後
入院附加金	組合員が引き続き5日以上入院したときは、1日につき500円	平成25年4月1日から廃止(注1)
災害見舞金附加金	損害の程度に応じて、「法定給付(災害見舞金)の60パーセント」～「給料月額×0.5月×1.25」	平成25年4月1日から廃止(注2)
結婚手当金	8万円	平成26年4月1日から4万円とし、平成27年4月1日から廃止(注2)

(注1) 平成25年3月31日以前の入院期間分については、現行どおり自動給付する。

(例) 平成25年3月29日から4月3日まで引き続き6日入院した場合の支給例
平成25年3月 4月

29日 ○	30日 ○	31日 ○	1日 ×	2日 ×	3日 ×
-------	-------	-------	------	------	------

3月の入院期間分 1,500円 (500円×3日) のみを支給し、4月1日以降の入院期間分は支給しない。

(注2) 災害見舞金附加金は、平成25年3月31日以前の被災については、4月1日以降も組合員からの請求に基づき、現行の規定額を給付する。

結婚手当金は、平成26年3月31日以前の結婚分については、同年4月1日以降も組合員からの請求に基づき、現行の8万円を給付する。

また、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの結婚分については、平成27年4月1日以降も組合員からの請求に基づき、4万円を給付する。ただし、各給付金の請求権は、給付事由が生じた日の翌日から起算して2年を経過すると時効により消滅するので、速やかに請求すること。

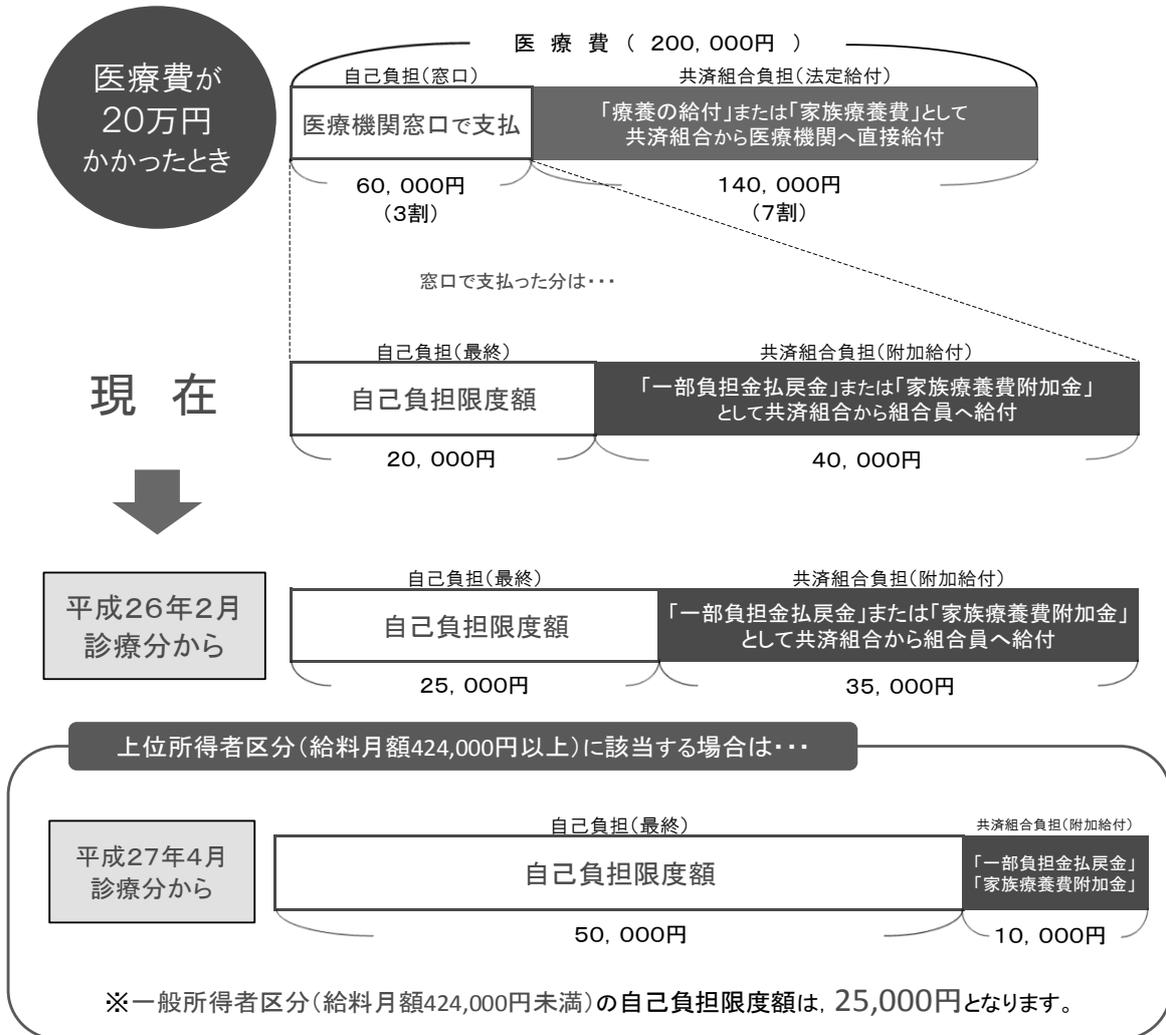
2 一部負担金払戻金等の自己負担限度額の引上げ

区分	現行	見直し後
一部負担金払戻金等(注1)の自己負担限度額	20,000円 (世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は40,000円)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月診療分から25,000円(世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は50,000円)へ引上げ 平成27年4月診療分(注2)から新たに上位所得者(給料月額424,000円以上の組合員)区分を設け、上位所得該当者は50,000円(世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は100,000円)とする。

(注1) 家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金を含む。

(注2) 平成24年11月21日付け公共鹿第678号で通知した見直しの方向性では、上位所得者区分を設ける時期を、平成27年2月診療分からとしていたが、本部運営審議会での意見を踏まえ、平成27年4月診療分からとした。

【医療費が20万円かかったときで窓口の支払(3割)が6万円の場合の支給例】



問い合わせ先
年金給付係 担当 若松
電話 099-286-5220